

騒音・振動規制法及び悪臭防止法に関する規制地域等の新旧対照表

現行	見直し後
旧八代市 — 一部指定（図1のとおり） 旧鏡町 — 一部指定（鏡都市計画用途地域のエリア） 旧千丁町、旧坂本村、旧東陽村 — 全域 旧泉村 — 五家荘を除く全域	旧八代市、旧鏡町、旧千丁町、 旧坂本村、旧東陽村、旧泉村 } 全域
基準： 1号規制（敷地境界線における濃度規制） 2号規制（気体排出口における排出量規制）	基準： 1号規制（敷地境界線における濃度規制） 2号規制（気体排出口における排出量規制） <b>3号規制（排出水中における濃度規制）</b>

図1 悪臭規制地域（旧八代市）

